



ゆかり

縁通信



NPO法人 ゆかり相続サポート・上越

☎ 025-512-9618

『心がけていること』

理事 岩崎 直紀

私がこの仕事をさせてもらってから、あっという間に4年が経ちました。

今では色々ところで「専門用語を使わない相続・遺言講座」の講師をさせていただいております。今思い出すと初舞台の際は周りを見る余裕が無く、自分が話すことで精一杯でした。

そんな私でも最近は少しずつ慣れてきて、受講されている方の反応を良く見るように心掛けています。聴いて下さる方がどの話題で反応されているか。うなずいたり、笑ってくれたりするとこちらの思いが伝わったかなとうれしく思います。逆に思っていたよりも反応が薄いときもあります。

講座名の通り、難しい言葉を使っていないか、もっと分かりやすい事例はないかなど、家に帰ってから反省会です。まだまだ試行錯誤が必要ですね。いずれにしても、今後もより良い講座になるように努力していきます。

余談ですが私は学生時代、部活動（野球部）に夢中で、授業中は居眠りばかりでした。人前で話をする立場を経験して、今になって当時の先生方には申し訳ないことをしたなあと反省しています。



「お世話になったあの人、あの団体に遺したい」

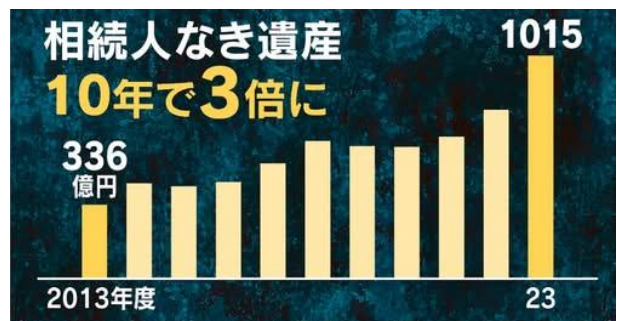
「国庫に入る『相続人なき遺産』、1000億円超」

今年2月の日経新聞の記事です。人が亡くなって、その人の遺産を相続する人が誰もいない場合（相続人不存在といいます）、遺産は原則として国庫に帰属、つまり国のモノになります。

その金額が2023年度に1000億円！を超えたのだそうです。10年間で3倍に増えています。ただ何もせずに「国」に自分の財産を渡すくらいなら、

- 「介護してくれたあの人に感謝の気持ちを」
- 「お世話になってる福祉施設に渡したい」
- 「市に渡して子どもの福祉のために使ってほしい」

そんなふうに考える方は多いのではないのでしょうか。それを実現するのが「**遺贈寄付**」です。



「遺贈寄附」よくある質問とその答え

Q. 両親が共に亡くなり、一人っ子の私が遺産を相続しました。私が亡くなったときは、先祖代々の菩提寺に遺産を渡したいと考えていますが、どうすればよいでしょうか。

A. 遺言書の作成が必須です。

一人っ子で相続人がいない場合、何も準備しなければ、お寺へ遺産を渡したいと思っても絶対に実現しません。

お寺に寄付する旨の遺言書を作成しましょう。

Q. 私たち夫婦には子どもがいません。どちらかが先に亡くなったときは、相手に財産を渡しますが、二人ともが亡くなったときには、疎遠な兄弟姉妹や甥姪よりも、夫婦でお世話になっている老人ホームへ遺産を寄付したいと話しています。遺言を作成すれば可能ですか？

A. 夫婦お二人とも、遺言を作成しましょう。

例えば、「財産は妻（夫）に全部渡す。万が一、妻（夫）が先に亡くなっているときは、老人ホームに全部寄付する。」という遺言を夫婦で作成すれば良いと思います。

もし相手が先に亡くなっていたら別の者に渡す、という遺言のことを「予備的遺言」と呼びます。

夫婦や兄弟姉妹、誰が先に亡くなるかわからない場合には、必要になるケースが多いです。



「おひとりさま」という言葉をよく耳にするようになりました。おひとりさまが亡くなると、その人の財産は原則として国に行きます。

今回の特集のはじめで触れていますが、国庫に入った1000億円、亡くなった方々は本当はどうしたかったんだろうと、本当は遺産を渡したい人や団体がいたんじゃないだろうかと、そんな思いを巡らせてしまいます。

「病院の存続のために」「地域の観光発展のために」「故郷の子どもたちのために」

実際に私どもにご相談いただいた方々の想いです。やはり地元志向が強いですね。想いを実現するためには準備が必要不可欠です。遺贈寄付を検討してみてもいいでしょうか。

(理事長・荒木)

ご相談・お問い合わせは



～家族と地域の「カタチ」を守る～

NPO法人 **ゆかり相続サポート・上越**

〒942-0063 上越市下門前1705番地
(オフィスケイコム2階)

☎ **025-512-9618**

メール: info@yukari-s.jp



※ ゆかり通信の送付を希望されない方は上記の電話番号またはメールアドレスまでご連絡ください。